

研究ノート

学校施設開放に対する学校事務職員の意識に関する一考察

有野 正樹

ARINO, Masaki

(明星大学大学院)

はじめに

筆者は先行研究¹⁾において、A市の地域住民及び学校事務職員に対し、学校施設を開放することへの期待感に関する意識調査を行なった。その結果、学校施設を地域住民に開放することで「社会教育の場が増える」ことや「地域社会が活性化する」等の理由から地域にメリットがあるということは、学校事務職員及び地域住民の共通の考えであった。

また、地域住民は学校施設を地域に開放することによって、地域住民の学校教育への関心が高まり、様々な教育活動の展開が可能になることから学校にもメリットがあると考えているのに対し、学校事務職員は学校施設を地域に開放することによるメリットは少なく、「施設や物品の破損」の心配や「利用者のマナーの悪さ」等の理由から学校にはデメリットのほうが多いと考えている人が多いことが明らかになった。

本来、学校施設は学校教育の目的を遂行するために設けられたものであるが、学校施設の開放に関する法律及び政策文書は現在に至るまで継続して出されており、国公立学校においては学校施設を地域住民の「利用に供するよう努めなければならない」と法律で努力義務が課されていることから積極的に学校施設を開放する必要があるだろう。

また、戦後改革の過程においては、社会教育施設の整備がままならないという財政事情への現実的対応として学校施設が使われていたが、社会教育施設が整備された現在においても学校は地域住民の最も身近な公共施設であり、地域に貢献し得る様々な機能を持っていることから社会教育施設の代替施設ではなく、中心的施設となることが期待できる。

そこで本稿では、学校に在籍する唯一の行政職員として学校施設の管理等の実務を行ない、教育委員会や教員、地域住民との間に立って様々な事柄の調整に携わっている学校事務職員に対して、学校施設を開放することへの意識調査を行ない、学校施設を開放していくにあたっての問題点を明らかにすることを目的とする。

なお、本調査で対象とする「平日昼間」、「平日夜間」、「休日昼間」、「休日夜間」の時間帯は図表1のとおりとし、「平日」については「学校教育が行なわれている日」とする。

図表1 調査で対象とした時間帯

	1校時	2校時	3校時	昼 休	4校時	5校時	6校時	放課後	夜 間	
平日	授 業	授 業	平日昼間						部 活	平日夜間
休日	休日昼間								休日夜間	

1. 学校施設の開放に関する意識調査

1.1 調査方法

調査主体は筆者である。調査は多肢択一式及び自由記述式の無記名調査用紙をA市立学校に勤務する全18名の学校事務職員に郵送にて配布し、11名(61.1%)の回答を得た。

1.2 調査対象地の概要

A市は都心から40～50km圏に位置し、二つの川を軸とする緩やかな丘陵に囲まれた丘陵部と、山岳部から形成された人口約8万人、面積約73k㎡の都市である。

平成13年に総合計画を策定し、「生涯学習の振興」を施策の一つとして掲げている。その中で「市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会のさらなる振興をめざし、生涯学習推進計画の策定や拠点整備、民間教育事業者との協力を図り、体系的な生涯学習の推進に取り組む必要がある」と課題及び目標を設定している。また、平成16年に策定した生涯学習推進計画では、市内で文化活動やスポーツ活動を行っている約900団体が「いつでも、どこでも、だれもが学べる場」を整備することを基本目標に定め、学校施設の開放については「地域の生涯学習施設としての利用も含め、地域開放に向けた整備について検討する」としており、社会教育活動の場の更なる整備を進めている。

学校事務職員に対して行なった調査では、「現在の勤務校では学校施設を地域住民に貸し出していますか」という問いに対して、すべての人が勤務校の施設を地域住民に「貸し出している」という回答している。しかし、いずれの学校も教育委員会に社会教育団体として登録したスポーツ及びレクリエーションの利用を目的とした団体に対し、体育施設（グラウンド、体育館）を「平日夜間」、「休日昼間」、「休日夜間」に貸し出しており、学習文化施設（特別教室、図書室、普通教室）の貸し出しは行っていないという結果であった。

1.3 調査結果

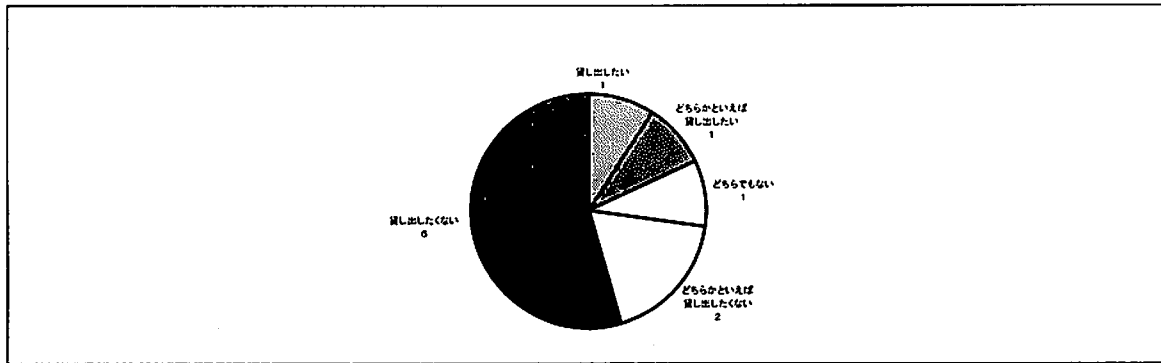
1.3.1 学校施設の貸出希望に関する項目

「学校施設を地域住民に貸し出したいですか」という問いにして、「貸し出したい」、「どちらかといえば貸し出したい」という回答者の合計は2名であるのに対し、「貸し出したい」、「どちらかといえば貸し出したい」という回答者の合計は8名あることから、学校施設を地域住民に貸し出したいと考えている人が多いという結果であった。

自由記述欄を見ると、貸し出したい理由として「学校教育活動の影響」や「施設や物品の破損」の心配、「利用者のマナー」を理由にしている人が多く、過去に「ゴミやタバコの吸殻を捨てられた」ことや「施設や物品を壊された」という記述も多く見られた。

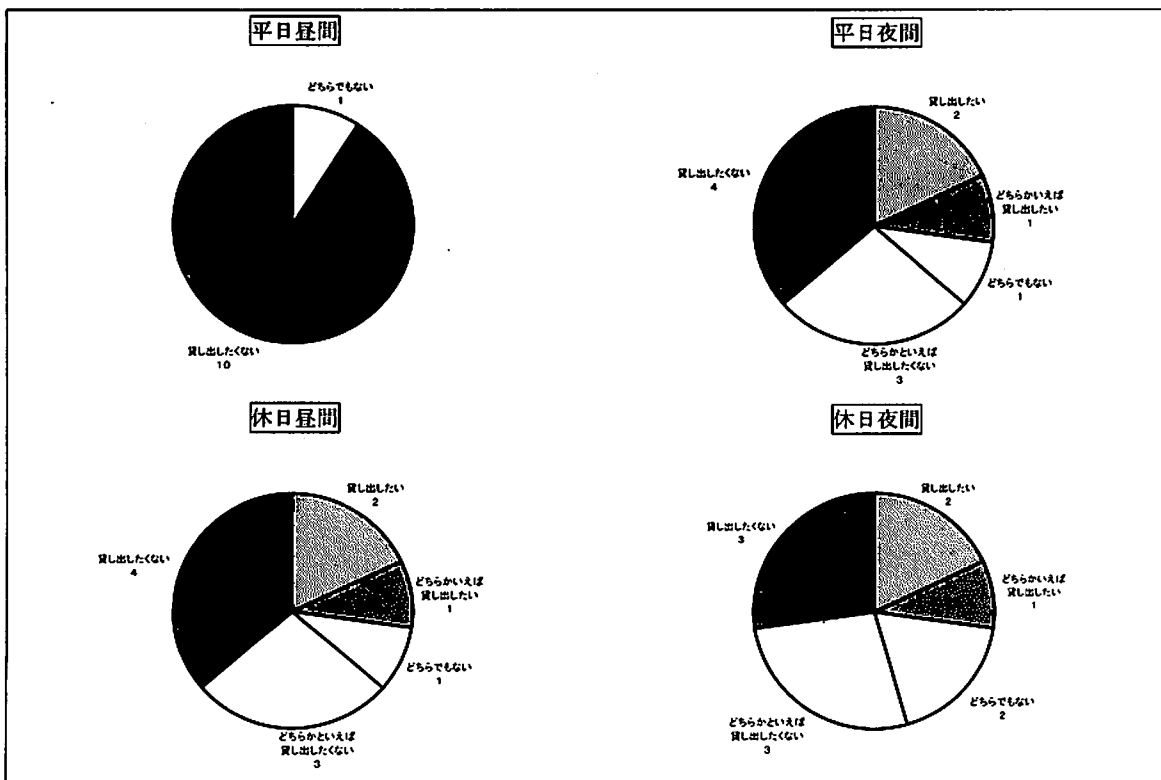
その一方で、「社会教育活動を支援したい」、「スポーツの振興に貢献したい」という記述も少数ではあるが見られた。

図表2 学校施設を地域住民に貸し出したいですか



「学校施設を地域住民に貸し出したいですか」という問いに対する回答を時間帯別に見ると、「平日昼間」では「貸し出したい」という回答は見られず、「貸し出たくない」という回答者は10名であることから、ほぼすべての人が子どもたちが学校にいる時間帯に学校施設を貸し出たくないと考えている。また、「平日昼間」以外の時間帯でも「貸し出したい」、「どちらかといえば貸し出したい」という回答者の合計は「平日夜間」、「休日昼間」、「休日夜間」ともに3名であるのに対し、「貸し出たくない」、「どちらかといえば貸し出たくない」という回答者の合計は「平日夜間」は7名、「休日昼間」は7名、「休日夜間」は6名であることから、すべての時間帯で学校施設を地域住民に貸し出たくないと考えている人が多いという結果であった。

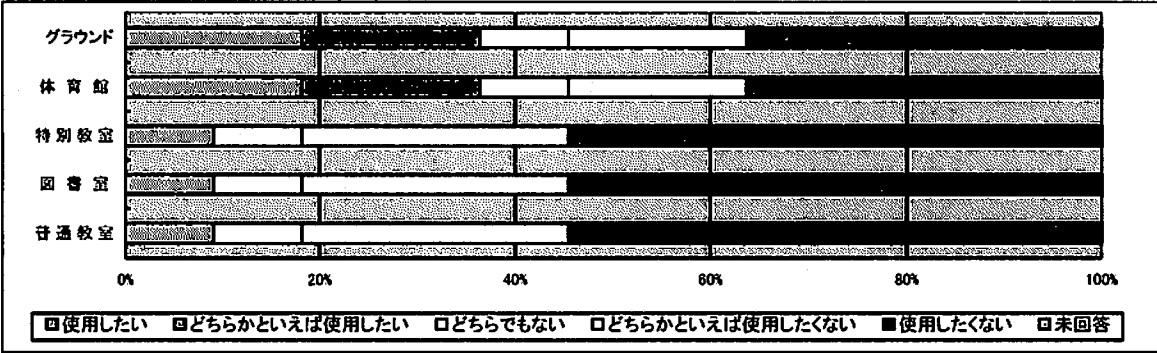
図表3 学校施設を地域住民に貸し出したいですか（時間帯別）



「学校施設を地域住民に貸し出したいですか」という問いに対する回答を施設別に見ると、「貸し出したい」、「どちらかといえば貸し出したい」という回答者の合計は体育施設である「グラウンド」、「体育館」はともに4名、学習文化施設である「特別教室」、「図書室」、「普通教室」はともに1名であるのに対し、「貸し出したくない」、「どちらかといえば貸し出したくない」という回答者の合計は体育施設である「グラウンド」、「体育館」はともに6名、学習文化施設である「特別教室」、「図書室」、「普通教室」はともに9名であることから、すべての施設で学校施設を地域住民に貸し出したくないという人が多い。

また、学習文化施設を貸し出すことは、体育施設を貸し出すことに比べ、貸し出したくないと考えている人が多いという結果であった。

図表4 学校施設を地域住民に貸し出したいですか（施設別）

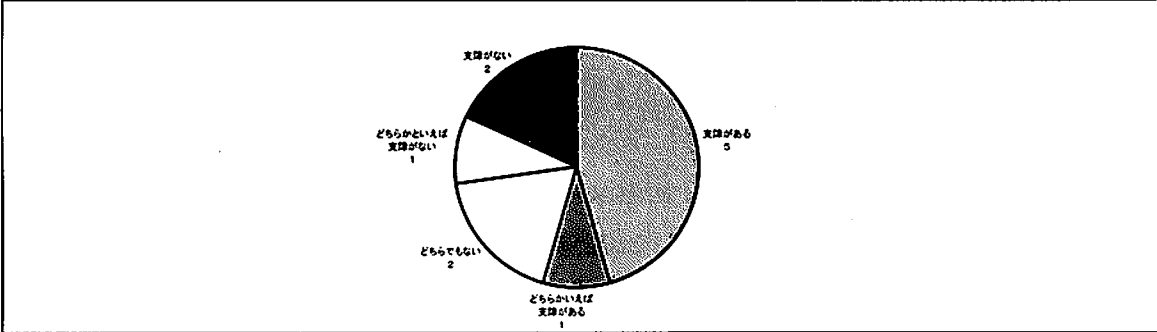


1.3.2 「学校教育上の支障」の解釈に関する項目

「学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか」という問いに対して、「支障がない」、「どちらかといえば支障がない」という回答者の合計は3名であるのに対し、「支障がある」、「どちらかといえば支障がある」という回答者の合計は6名であることから、学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると考えている人が多いという結果であった。

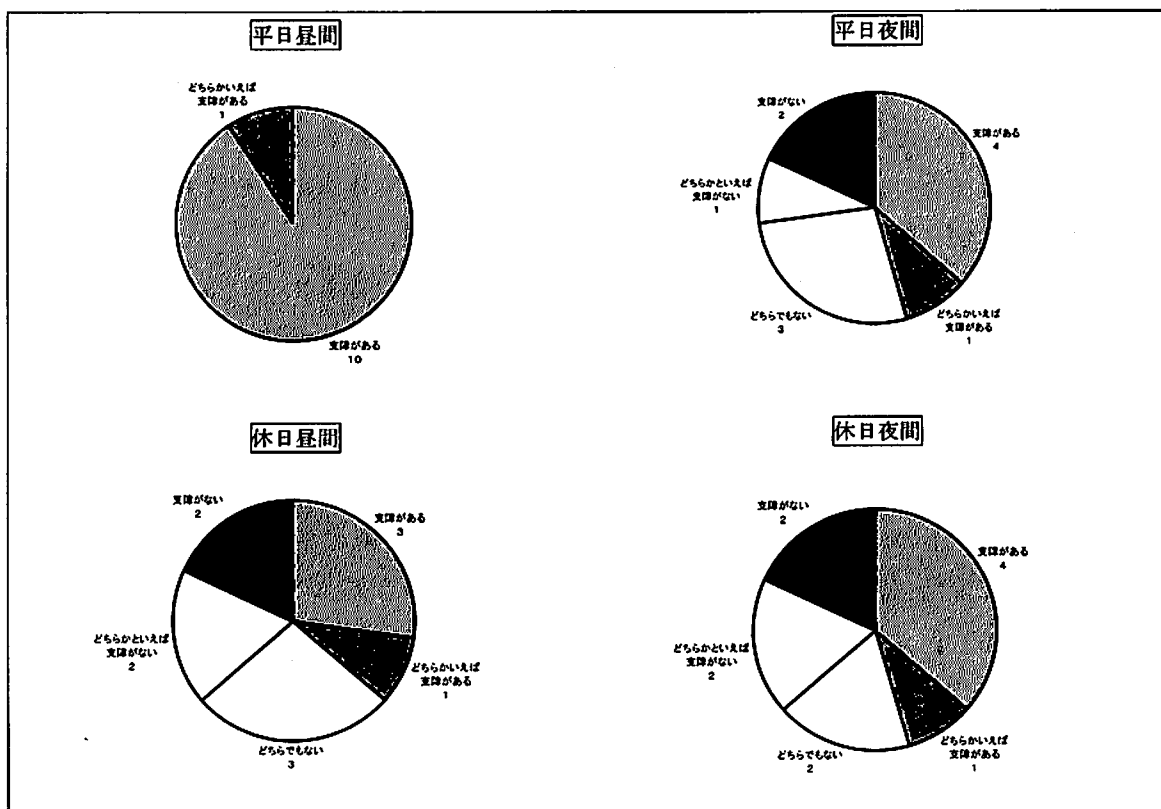
自由記述欄を見ると、「授業への影響」や「施設や物品の破損」、「利用者のマナーの悪さ」を支障がある理由にしている人が多く見られた。

図表5 学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか



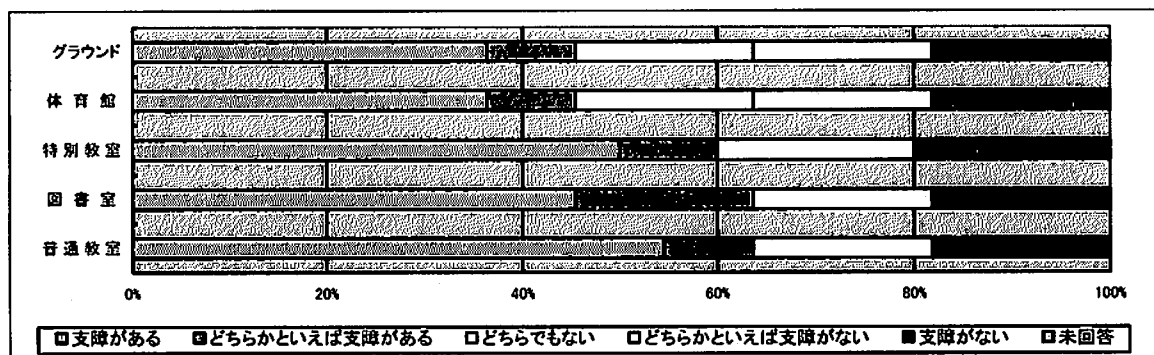
「学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか」という問いに対する回答を時間帯別に見ると、「平日昼間」ではすべての人が「支障がある」、「どちらかといえば支障がある」と回答していることから、子どもたちが学校にいる時間帯に学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があるとすべての人が考えている。また、「平日昼間」以外の時間帯では「支障がない」、「どちらかといえば支障がない」という回答者の合計は「平日夜間」は3名、「休日昼間」は4名、「休日夜間」は4名であるのに対し、「支障がある」、「どちらかといえば支障がある」という回答者の合計は「平日夜間」は5名、「休日昼間」は4名、「休日夜間」は5名であることから、すべての時間帯で学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると考えている人が多いという結果であった。

図表6 学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか（時間帯別）



「学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか」という問いに対する回答を施設別に見ると、「支障がない」、「どちらかといえば支障がない」という回答者の合計は体育施設である「グラウンド」、「体育館」は4名、学習文化施設である「特別教室」、「図書室」、「普通教室」は2名であるのに対し、「支障がある」、「どちらかといえば支障がある」という回答者の合計は体育施設である「グラウンド」、「体育館」は5名、学習文化施設である「特別教室」、「図書室」、「普通教室」は7名であることから、体育施設に比べ、学習文化施設を地域に開放することは学校教育に支障があると考えている人が多いという結果であった。

図表 7 学校施設を地域に開放することは学校教育に支障があると思いますか（施設別）



2. 調査結果の考察

2.1 学校施設の貸出希望に関する項目

A 市では「市民が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会のさらなる振興をめざし、生涯学習推進計画の策定や拠点整備」が進められ、市立学校施設においても「地域の生涯学習施設としての利用を含め、地域開放に向けた整備」が進められており、回答のあったすべての学校においても体育施設を社会教育活動の場として地域住民に開放している。

しかし、多くの学校事務職員が学校施設を貸し出したいと考えているという結果であり、市が計画している学校施設の在り方と学校現場に勤めている学校事務職員が考えている学校施設の在り方に大きな違いが見られた。

本来、市立学校に勤める教職員は地方公務員法第 32 条において「その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定されていることから、A 市立学校施設の開放に関する規則第 1 条の「A 市における社会体育の普及及び青少年の健全な育成を図る」という趣旨を理解し、その目的を達成するために積極的に学校施設の開放を進めるという意識を持つことが望ましいと考えられる。

しかし、本調査において学校事務職員は子どもたちが学校で授業を受けている時間帯以外であれば、体育施設を地域住民に貸し出して「社会教育活動に貢献したい」という考えはあるが、「学校教育活動への影響」や「施設や物品の破損」、「利用者のマナーの悪さ」等の理由から、積極的に学校施設を開放したいという意識は薄いことが明らかになった。

2.2 「学校教育上の支障」に関する項目

本来、学校施設は学校教育を行う場であるから、学校教育に支障があるときの利用が認められていないのは当然であるが、ここでのいう学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、教育的配慮の観点から子どもに対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針に反する場合も含まれ、現在における具体的な支障の存否の面からだけでなく、将来において支障を

生ずる明確な危険性の存否の面からも判断する必要があり、その施設の現状や使用者の技能、その他使用の程度等を総合的に判断した結果、著しい形質の変更、火災、盗難等のおそれがあるような場合には、学校教育上支障があると一般的には判断される。

この判断基準については各学校の管理機関や施設利用者によって差があるが、学校事務職員においては子どもたちが学校で授業を受けている時間帯にサークル活動等で学校施設を利用することについては、「子どもたちの授業への集中力を妨げる」という危険性が存在するため、学校教育に支障があると考えている人が多いという結果であった。

3. 学校施設開放の現状と課題

3.1 学校施設開放の現状

A 市ではすべての学校で施設を地域住民に開放している。しかし、多くの学校事務職員は子どもたちが授業を受けている時間帯以外であれば、社会教育活動に学校施設を活用して欲しいという考えを持っているが、積極的に学校施設を地域住民に貸し出したいとは考えていないことが本調査で明らかになった。

その原因として、自由記述欄に多く見られたように、利用者のマナーの悪さが最大の理由であると考えられる。多くの学校事務職員が過去に学校施設を開放したことによって施設や物品を破損されるといった被害にあっており、そのことから子どもたちが学校にいない時間帯である夜間の貸し出しであっても、一部のマナーの悪い利用者による施設や物品の破損があった場合、翌日の授業で使用できなくなってしまうため、サークル活動等で地域住民が学校施設を利用することは学校教育に支障があると考えているのである。

また、先行研究で明らかにしたように、そのような一部のマナーの悪い地域住民が学校教育に関心を持ち、共に教育活動を行うことになったとしても、様々な教育展開が可能になるといった「学校にメリットがあると考えている学校事務職員は少ない」のである。

3.2 今後の学校施設開放の在り方と課題

3.2.1 地域全体で子どもの教育に携わる環境づくり

学校施設を地域に開放することにより、地域住民の学校教育への関心が高まることが期待できるということは先行研究により明らかである。

子どもたちを取り巻く社会環境は、国際化や情報化、価値観の多様化等の影響を受け、常に変化を続けている。子どもは地域社会の中で様々な影響を受けて育っていることから、学校が適切に教育活動を展開していくためには地域社会と良好な関係を築き、地域社会と共に発展していくことが不可欠である。

子どもたちに自ら学び、自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の「生きる力」を身につけさせるためには、地域の人々が多くの知恵や技術を提供し、学校、地域、家庭が相互に連携しながら様々な教育活動を展開していく必要がある。

そのためには、地域住民の学校教育への関心を高め、学校と地域の信頼関係を築き上げていくことが不可欠である。平成 10 年の中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』においても、「保護者や地域住民の信頼を確保していくためには、学校が保護者や地域社会に対して一層開かれたものとなる必要がある」と指摘している。

様々な学習機能を備えた学校施設を地域の中心的な学習施設として活用することで、地域住民間の交流が促進されるだけでなく、地域と学校との一つの接点生まれ、そこから地域と学校との交流が深まることが期待される。

しかし、学校事務職員は学校施設を地域住民に開放することについて、あまり積極的でないことが本調査で明らかになった。

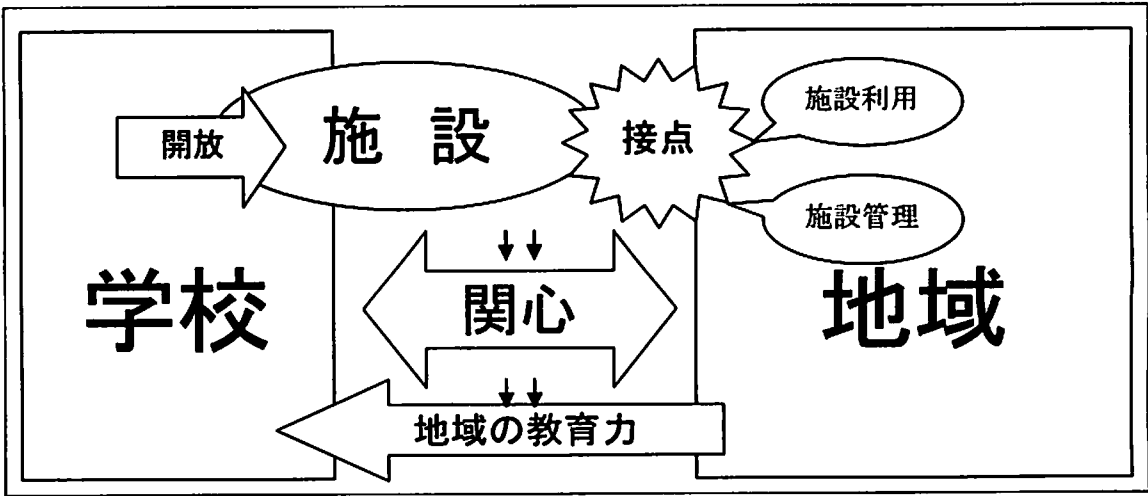
確かに、学校施設を地域住民に開放することで、一部のマナーの悪い利用者によって施設や物品を破損されるというデメリットの心配もあるが、そのようなデメリットに比べ、子どもたちを地域で教育していく環境を整えることができたときのメリットのほうがはるかに大きいということを学校事務職員は理解し、積極的に学校施設を開放するという意識へと転換することが望まれる。

そのためには利用者である地域住民のマナーの向上が不可欠であるが、学校施設を利用している地域住民を監督する者の在り方についても見直す必要があると考える。

多くの自治体では、学校施設を開放している間については、その施設を利用している団体の代表者が利用者の監督を行なっている。そのため、施設や物品の破損等があっても、団体内の仲間同士であるため学校や管理機関等に報告せずに「学校に指摘されるまで黙っている」という団体の代表者もあり、学校施設を利用するにあたっての監督が正しく行なわれていないという現状がある。

価値体系が崩れ、倫理観が迷走している現代社会において、利用者の良識に基づいた自己管理を行なわせるには限界もあることから、利用者とは別の第三者に監督を行なわせることも検討する必要があるだろう。

図表 8 学校施設の開放によって生まれる効果のイメージ



3.2.2 学校施設の開放を進める上での安全対策

学校施設の開放を進めるにあたって「学校教育活動への影響」や「不審者が学校に侵入した際の安全対策」を心配している学校事務職員が多いことが本調査で明らかになった。

学校施設を地域に開放することで行政側にとって社会教育施設の整備に係るコストを抑える効果があるだけでなく、地域住民にとっても自宅から徒歩圏内で多様な活動を行うことができるようになり、学校側にとっても施設の開放を通じて地域住民間や学校と地域との交流が緊密になり、様々な教育活動の展開が可能になることと期待される。

しかし、学校施設を地域に開放したが故に、学校教育活動に支障が出ることや学校で事故が起こることは絶対に避けなければならない。学校での教育活動や子どもたちの安全を確保しつつ、多くの学校施設を地域に開放するにあたって一番のポイントになるのは、子どもたちと利用者の動線を明確に区分することであると考える。

他自治体にあるB中学校の校舎は、生涯学習センターとの複合施設になっており、グラウンド、体育館、音楽室に加え、家庭科室、技術室、美術室、図書室、コンピュータ室、会議室、剣道場、柔道場を平日は午前9時から午後9時まで、休日は午前9時から午後5時までの間、グラウンドや体育館等の体育施設だけでなく、音楽室等の学習文化施設も開放している。平日の昼間であっても学校教育に支障がなければ利用することができる制度となっており、生徒昇降口と生涯学習センター利用者用の入り口が分けられ、子どもたちと利用者の動線は明確に区分されている。

動線を明確に区分することで学校教育活動や子どもたちの安全を確保しながら、子どもたちが授業を受けている時間帯であっても使われていない学校施設を有効的に活用することができるのである。近年では、学校教育とは別機能を備えた公共図書館等との複合施設を校舎に使用している学校も存在している。

動線を明確に区分することで地域住民と子どもたちとの直接的な交流をする機会は減ってしまうが、共通の施設を使っているという接点から学校教育及び地域住民の活動に対して相互に関心が高まり、学校行事等の機会に活発な交流が行なわれるようになったという報告もあることから、動線を明確に区分することで子どもたちの安全を確保しながら地域住民に学校施設を広く開放することができるだけでなく、学校と地域とを結ぶ一つのきっかけが生まれると考えられる。

しかし、平成11年12月に京都市の小学校、平成13年6月に池田市の小学校、平成17年2月に寝屋市の小学校で起きた事件を契機として、学校のセキュリティ意識は急激な高まりを見せており、学校施設を複合化することの安全性について教職員や保護者、地域住民から強い懸念が出されるということは、先行して学校施設の複合化を進めた自治体の事例から明らかである。

そうした懸念を払拭するために校舎内に物理的な仕切りを設けてしまえば、子どもたちの安全は確保されるが、学習環境が損なわれるだけでなく、学校と地域の連携が阻害さ

れてしまうだろう。

本来の意味で学校の安全管理を推進していくためには、施設面の変更だけでなく、教育委員会や教職員、保護者、地域住民の度重なる話し合いが不可欠であり、学校が地域との連携を前提として学校施設の開放を進めるのであるならば、地域社会が一体となって学校施設の在り方について考えていくことが重要である。

【文献リスト】

有野正樹, 2011「地域住民と教職員の学校施設開放への期待感の違いに関する一考察」『都市社会研究』第3号, pp107-118

星野晃一, 1999「生涯学習時代における中学校のあり方ー生涯学習に関する意識調査からー」『宇都宮大学生涯学習教育研究センター研究報告』第6-7合併号, pp. 49-74

星野繁, 1999「生涯学習社会における学校施設の開放 - 主に余暇教室の現状と方向性に着目して」『宇都宮大学生涯学習教育研究センター研究報告』第8号, pp. 23-45

笠松直之, 2006「社会教育と社会教育行政についてー栃木県今市市の取り組みからの一考察ー」『宇都宮大学生涯学習教育研究センター研究報告』pp. 27-39

望月伸一, 2005『公立学校の施設マネジメント戦略』ぎょうせい

佐藤晴雄, 2004「学校と地域の連携をめぐる学校事務職員の意識 - 家庭・学校・地域社会の連携に関する研究 (3)」『帝京大学文学部紀要』第29号, pp. 31-55

渡辺暁彦, 2007「教育研究集会のための公立学校施設の目的外使用と管理者の裁量権の範囲」『同志社法学』第59号, pp. 271-297

【注】

- 1) 地域住民と学校事務職員との間で学校施設の開放に伴う効果に対する期待感に温度差が感じられることから、主にA市内の社会教育施設で文化活動及びスポーツ活動を行っている地域住民及び学校事務職員に対して学校施設の開放に関する意識調査を行ない、地域住民70名中32名(45.7%)、学校事務職員18名中11名(61.1%)の回答を得た。